

ひきこもり基本法の制定を求める意見書

内閣府が令和5年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%の146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査によると、ひきこもり状態にある人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、対象者を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じているのが現状である。

また、国においては、ひきこもり支援の核として、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市区町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもり状態にある人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

- 1 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 2 「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態にある人への具体的な支援が届くようにすること。
- 3 厚生労働省が実施している「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

茨城県行方市議会

(提出先) 内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 厚生労働大臣, 内閣府特命担当大臣(共生・共助), 衆議院議長, 参議院議長